

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から47年7月まで
長男を出産(昭和45年*月*日)後、姉の勧めで国民年金に加入した。
当時、A市区町村役場は改装中だったので、長男を乳母車に乗せ、B支所まで行って加入手続を行い、併せて国民年金保険料を現金で納めた。
加入後は、B支所で保険料を納付していたが、C市区町村に転居する少し前ごろから集金人に保険料を納め、5センチ四方ぐらいの領収書をもっていた。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等について具体的かつ詳細に申し立てしているところ、基本的に当時の状況と一致していることが確認でき、その申立内容の全体を通じて不合理な点は見られない。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、その備考欄に、申立人が昭和53年9月29日付けで申立期間の国民年金加入記録の確認を請求した旨の記載がみられ、申立人の申立内容は当時から一貫している。

さらに、申立人に対し国民年金への加入を勧めた申立人の姉は、申立期間及びその前後の国民年金の任意加入期間について保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年2月まで
昭和52年4月、専門学校に入学した際、A市区町村で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は国民健康保険料とともにB金融機関で口座振替により納付していたので、申立期間が未加入及び未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居の都度適切に住所の変更手続を行い、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付している上、婚姻等に伴う国民年金被保険者の種別の変更手続等を毎回適切に行っており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金保険料は国民健康保険料と併せてB金融機関で口座振替により納付していた。口座からは3か月ごとに引き落とされていた。」としているところ、A市区町村では当該取扱いを行っていたことが確認でき、申立内容に不合理な点はみられない。

さらに、申立人は、「当時の保険料月額は2～3千円だった。」としており、この金額は当時の保険料額とほぼ一致している。

加えて、申立期間当時の専門学校の元同級生2名は、「申立人は国民年金に加入していたと思う。」と供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①における資格取得日に係る記録を昭和43年9月9日に、資格喪失日に係る記録を44年4月26日に、申立期間③に係る資格取得日を46年11月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を4万5,000円に、申立期間③に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月9日から44年4月26日まで
② 昭和45年10月1日から46年1月5日まで
③ 昭和46年11月1日から46年12月1日まで

私は昭和43年9月9日から44年4月25日まで季節工としてA事業所で勤務したが、その間の厚生年金保険の記録が無い。

また、昭和45年10月1日から46年4月24日まで、同じく季節工としてB事業所で勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は46年1月5日となっている。

さらに、昭和46年11月1日から47年4月30日まで、同じく季節工としてA事業所で勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は46年12月1日からとなっている。

これらの会社に勤務した証拠として出稼労働者手帳があるので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人がA事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録、申立人が所持する出稼労働者手帳等により確認できる。

また、申立期間①当時、A事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる季節工の同僚5名には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人は、昭和 43 年 9 月から 48 年 4 月までの間に 4 回、A 事業所に季節工として勤務し、毎回同じ業務に従事していたと供述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間①を除く 3 回の勤務期間については厚生年金保険に加入した記録となっており、申立期間①については厚生年金保険に加入した記録となっておらず、不自然さがうかがわれる。

また、申立期間③当時、A 事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる季節工の同僚 2 名には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する上、「入社時から厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、事業所は「季節工を一定の基準で厚生年金に加入させていた。」と供述しているところ、同僚の供述及び加入記録を踏まえ判断すると、申立人は、申立期間①及び③についても同社の加入要件に合致していたことがうかがえる。

加えて、C 市区町村が保管する国民年金被保険者名簿及び、D 社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の昭和 46 年 11 月及び 12 月の国民年金保険料が還付処理された記録がある上、農業者年金の記録も 46 年 11 月 11 日に資格喪失した記録となっていることからすると、行政側も申立人が 46 年 11 月から厚生年金保険に加入したと認識していたことが推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、E 社会保険事務所が保管する A 事業所の厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の同僚の記録から 4 万 5,000 円とし、申立期間③の標準報酬月額については、同被保険者原票の昭和 46 年 12 月の記録から 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、③の期間について、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が B 事業所で勤務していたことは、雇用保険

の記録、申立人が所持する出稼労働者手帳等により確認できる。

しかし、申立期間②当時、申立人が一緒にB事業所で働いたとする季節工の同僚は、「私は、入社後一定期間を経過した後、厚生年金保険に加入したので、私と同様に、申立人についても現在の記録で間違いないと思う。」と供述しており、事業主は当時、季節工は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、厚生年金基金の記録においても資格取得日が昭和46年1月5日となっており社会保険庁の厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和31年1月1日に訂正し、30年12月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、36年3月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。また、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月28日から31年1月1日まで
② 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和28年3月11日、A事業所に総務・経理事務担当として入社し、平成7年3月末に退職した。

申立期間①については、A事業所B出張所からA事業所D出張所へ転勤する際、A事業所B出張所の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を誤って30年12月28日（通常は喪失日を31年1月1日）としたことにより、30年12月の1か月について厚生年金保険に未加入となっているものである。

また、申立期間②についても、申立期間①と同様に、A事業所C出張所からA事業所E出張所に転勤する際、A事業所C出張所の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を誤って36年3月31日（通常は喪失日を36年4月1日）としたことにより、36年3月の1か月について厚生年金保険に未加入となっているものである。

申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、雇用保険の記録及び事業者の供述により、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和31年1月1日にA事業所B出張所からA事業所D出張所に異動。また、36年4月1日にA事業所C出張所からA事業所E出張所に異動。）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年11月の記録から9,000円、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA事業所C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年2月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間①について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を36年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が36年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和41年11月から49年7月までの期間及び、申立期間②のうち57年12月から60年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、申立期間①のうち41年11月から42年1月までの期間については1万2,000円に、42年2月から同年12月までの期間については1万4,000円に、43年1月から同年12月までの期間については1万8,000円に、44年1月から同年12月までの期間については2万8,000円に、45年1月から同年12月までの期間については3万6,000円に、46年1月から47年12月までの期間については3万9,000円に、48年1月から同年12月までの期間については5万2,000円に、49年1月から同年7月までの期間については8万円に、また、申立期間②のうち57年12月から60年3月までの期間については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月1日から53年9月1日まで
② 昭和56年1月8日から60年4月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額については、私が保管している給与支払明細書上の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書によると、申立人は、申立期間①のうち昭和41年11月から49年7月までの期間及び、申立期間②のうち57年12月から60年3月までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額（申

立期間①のうち 41 年 11 月から 42 年 1 月までの期間については 1 万 2,000 円、42 年 2 月から同年 12 月までの期間については 1 万 4,000 円、43 年 1 月から同年 12 月までの期間については 1 万 8,000 円、44 年 1 月から同年 12 月までの期間については 2 万 8,000 円、45 年 1 月から同年 12 月までの期間については 3 万 6,000 円、46 年 1 月から 47 年 12 月までの期間については 3 万 9,000 円、48 年 1 月から同年 12 月までの期間については 5 万 2,000 円、49 年 1 月から同年 7 月までの期間については 8 万円、また、申立期間②のうち 57 年 12 月から 60 年 3 月までの期間については 15 万円) に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁が記録している標準報酬月額とが申立期間に係る長期間にわたり一致しないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料額に見合う保険料について納入の告知（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月10日から同年11月10日まで
A社C支店（厚生年金保険の適用事業所は、A社B支店）に勤務していた当時の年金記録について、昭和30年10月10日から同年11月10日までの期間が空白となっている。

A社C支店には、途中で退職することなく、昭和30年5月1日から同年11月10日まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び元同僚の供述等から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和30年11月10日にA社C支店からD支店（厚生年金保険の適用事業所は、A社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和30年9月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社（A社B支店の全喪（昭和35年8月1日）後に事務を承継）は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から63年11月まで
昭和61年7月から63年12月まで、海外に留学した。

出国前にA市区町村で、妻と一緒に国民年金に加入し、保険料も一緒に納付した。一緒に加入手続をしたのに、私は未加入の記録となっており、妻だけが加入の記録となっていることには納付できない。国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻と一緒に渡航前の昭和61年6月にA市区町村で国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の妻の渡航前の住所地はB市区町村となっており、申立人の妻がA市区町村で国民年金の種別変更手続(第3号被保険者から第1号被保険者)をすることはできない上、渡航日も、申立人は61年7月2日、申立人の妻は同年8月18日と相違している。

また、申立人は、申立人の妻の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたと申し立てているところ、社会保険事務所が保管する還付整理簿によると、申立人の妻については、平成元年6月に昭和63年12月分の保険料を還付されていることが確認できるほか、オンライン記録によると、この還付は申立人を代理人として手続が行われていることが確認できる。一方、保険料を一緒に納付したとする申立人については、還付の記録が見当たらず、申立人の妻の還付について了知していたとみられる申立人が、その当時納付していたのであれば、行政に対し異議を申し出た上で還付の事務が行われると考えられることから不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年4月までの期間、41年7月から同年8月までの期間、41年11月から42年4月までの期間、42年6月から45年3月までの期間及び47年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。ただし申立期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年4月まで
② 昭和41年7月から同年8月まで
③ 昭和41年11月から42年4月まで
④ 昭和42年6月から45年3月まで
⑤ 昭和47年4月から50年3月まで

国民年金制度が始まったころより近所の人らと納付組合を作り、国民年金保険料を納付してきた。

夫(申立人)は、昭和40年ごろより出稼ぎに出るようになり、出稼ぎ先で厚生年金保険に加入していたようであるが、妻である私はそのことを知らずに、引き続き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し続けた。そのため、夫の保険料については昭和36年から50年ごろまで二重払いになっている。

昭和50年ごろ、二重払いしても無駄になると聞き、夫の保険料を納付することをやめたが、社会保険庁の記録では、申立期間の保険料は未納となっている。二重払いとはいえ、保険料を納付したことは間違いないし、還付を受けたこともないので、保険料納付を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻は連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている上、保管されていた一部の期間の領収書から、夫婦二人で同時に国民年金保険料を納付していた状況がうかがえる。

また、申立人の妻は、昭和 36 年 4 月（国民年金保険料の徴収が開始された時期）から 60 年 8 月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人の妻は、隣人らと納付組合を作り、国民年金保険料を納付してきたと供述しているところ、当該納付組合に加入していた隣人夫婦は「いつごろまでかは正確には覚えていないが、納付組合を作り、国民年金保険料と一緒に納付していたことがある。申立人が出稼ぎに出ている間も、申立人の妻が申立人の保険料を納付していたことは間違いない。」と証言しており、申立人の申立内容には信ぴょう性がうかがえる。

加えて、社会保険事務所では、申立人の妻が領収書を提示したことにより、新たに納付の事実が判明したため、平成 21 年 4 月 21 日に申立人が厚生年金保険に加入していた昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの 2 か年の国民年金保険料について還付処理を行っており、行政の記録管理が不適切であったことがうかがえる上、申立人の妻が、申立人が厚生年金保険に加入していたことを知らずに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたという申立内容を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和45年7月15日に国民年金に任意加入し保険料を納付していたが、50年1月21日からA事業所に勤務し厚生年金保険の資格を取得したため、同日に国民年金の資格を喪失した。入社当初は厚生年金保険に加入していることを知らなかったため、50年1月から同年3月までの国民年金保険料は同年3月27日にB金融機関で納付していた。

昭和49年12月に自宅を退居し、新居が完成する50年10月まで他所に居住していた。このため、自宅に発送されたと思われる還付請求書は受け取っておらず、還付請求も行っていないので、申立期間に係る納付済みの国民年金保険料の還付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和50年1月21日にA事業所における厚生年金被保険者資格を取得し、同年12月22日に喪失しており、申立期間は厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立期間の国民年金保険料は納付済みであったところ、昭和50年5月21日付けで還付決定(3,300円)されたことが確認でき、国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が還付(3,300円)されていることが確認でき、これらの記録や事務処理に不自然さは無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、還付金額(3,300円)は、当時の国民年金保険料額(昭和50年1月から51年3月までの月額1,100円×3か月)と一致している。

加えて、申立人は「還付請求書は受け取っていない。」としているものの、社会保険事務所では、「当時、還付決定から時効(2年)までの間、還付請求書の返送が無い場合、随時(年に数回程度)、還付請求の勧奨通知を行っていた。」としていることから、申立人が還付請求書を受け取っていないものとは考え難い。

このほか、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

以前は、義父が世帯主として納税等の家計管理を行っていたが、世帯主が義父から夫に交代した時（昭和 38 年から 39 年ごろ）に、夫は私が国民年金に加入していないことを知り、早速、市区町村役場において加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。私は、加入手続等の直後に夫から報告を受けて、これらのことを記憶している。夫が保険料を納付したことは間違いない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、申立人の夫の記憶も曖昧であることから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人世帯の世帯主が義父から夫に交代した昭和 38 年から 39 年ごろに、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行ったと供述しているとおりに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 38 年 4 月 5 日に払出しされているが、この時点では、過年度保険料 2 か年分と現年度保険料（前納保険料）1 か年分の計 3 か年分の保険料しか納付することはできず、申立期間全期間の保険料を一括納付することはできない。

さらに、申立人は、申立人の夫が国民年金保険料を一括納付した時期について、「子供が生まれた昭和 40 年 10 月時点では、既に夫が家計を預かっていたので、それまでには保険料を一括納付しており、義父が死んだ 45 年以降には保険料を一括納付していない。」と供述していることからすると、45 年 7 月から実施された第 1 回特例納付によって申立人の夫が一括納付したとも考え難い。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳（昭和 38 年 4 月発行）を見ると、申立期間直後の昭和 40 年度については、印紙検認記録欄に検認印が押され、現年度納付していることが確認できる一方、38 年度及び 39 年度については、検認印が押されておらず、申立人の主張するとおり、昭和 38 年か 39 年ごろに納付したという状況はうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から42年4月まで

昭和42年4月、夫の退職を契機に、夫がA市区町村役場で夫婦の国民年金の加入手続を行った。その際、夫は、私の未納保険料を2年さかのぼって一括納付したはずであるが、私の年金記録をみると、その2年分の保険料が未納となっており、納得できない。申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に関与しておらず、その状況が不明である上、手続をした時期については、社会保険事務所職員の説明から資格取得とされている昭和42年4月だと思おうとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、44年5月以降に夫婦連番で払い出されたことが確認できることから、この時期に国民年金加入手続を行い、その時点から2年^{さかのぼ}った42年4月から保険料納付を開始したことがうかがわれる。

また、申立人は、30年3月から現在まで同一住所地に居住しており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人も「これまで所持した年金手帳は1冊だけである。」と供述している。

さらに、申立期間は国民年金の任意加入の対象期間であることから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって国民年金に加入すること、及び保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付場所も不明であるなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から35年11月1日まで
申立期間当時、A社が経営するB娯楽施設に勤務していた。

当時、給与明細書を見た妻が「沢山控除されている。」と言っていたのを記憶しており、おそらく、かなりの金額が社会保険料として給与から控除されていたと思うが、厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の新聞記事及び住宅地図により、申立期間当時、C市区町村内に「B娯楽施設」と称する娯楽施設が実在したことが確認でき、関連団体及び愛好家から提供された資料により、「A社」と称する事業所が同娯楽施設を経営していたことが推認できる。

また、申立人が名前を挙げた2名の同僚の供述から、申立人が申立期間において当該娯楽施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿によると、類似の名称の事業所を含め、「A社」と称する事業所は見当たらず、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人の妻は「「A社」と称する事業所はE市区町村にあり、当該事業所の社員がB娯楽施設に出向してきていた。」と供述しており、商業登記簿によると、申立期間当時、「A社」と称する事業所と同一名称の事業所がE市区町村に実在していたことは確認できるものの、当該事業所が「B娯楽施設」を経営していた「A社」と同一の事業所であることの確証が得られない上、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、申立期間以後の昭和37年1月24日である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 23 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A社B出張所において昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 1 月末まで勤めたはずであるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 34 年 5 月 1 日、喪失日が同年 5 月 23 日となっていることに納得できななので、訂正してほしい。

また、申立期間②については、C社において昭和 43 年 3 月 11 日から同年 5 月末まで勤めたはずであるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 43 年 3 月 11 日、喪失日が同年 4 月 1 日となっていることに納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①において、A社B出張所（昭和 36 年ごろに全喪）に勤務していたとしているが、同社は、「申立期間①を含む昭和 34 年 1 月から 35 年 12 月までの関係書類を調査したが、申立人がB出張所に勤務した記録は確認できない。」と供述しており、申立人の同出張所における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が、申立期間①当時、A社B出張所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚6名に照会したところ、回答のあった3名はいずれも、申立人についての記憶がないとしており、申立人が申立期間①において同出張所に勤務していた事実が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間②において、C社に勤務したとしているが、元事業主は、申立人を知らないと回答しており、申立人の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人が、申立期間②当時、C社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4名はいずれも、「申立人はC社に勤務していたが、その勤務期間については分からない。」旨を回答している上、そのうちの一人は「申立人のC社における勤務期間は極めて短期間であり、申立期間②においても勤務していたかどうかは疑問である。」と供述しており、申立人の同社における勤務時期が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から39年1月1日まで
昭和38年6月から同年12月まで、季節工としてA事業所に勤務した。講習を受けて仕事をしていた。給与明細書等はないが、健康保険、厚生年金保険、失業保険は掛けていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する技能講習終了証及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、A事業所の現代表取締役は「当時の事業主は、入社後半年間ぐらいは従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。私自身も、入社後すぐには厚生年金保険に加入していない。」と供述しているところ、社会保険庁の記録によると、同代表取締役は入社後15か月の期間を経て厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、A事業所で厚生年金保険の被保険者であった7名の同僚のうち3名も「入社後すぐに厚生年金保険に加入していない。」としており、これらのことから、当時、事業主は、一部の従業員について、入社後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及び申立期間前後において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月ごろから50年4月10日まで

昭和47年3月ごろから50年4月9日までの期間、A事業所（平成12年ごろ廃業）に勤務していたが、社会保険庁の記録では、勤務期間について、厚生年金保険に未加入となっている。

当時、私は健康保険に加入していたと思うし、同僚は当事業所において厚生年金保険に加入しているのに、自分だけが未加入となっているのは納得できない。

この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の妻及び、A事業所の元事務員の供述により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の事業主は故人となっており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができないところ、事業主の妻は「申立人が当事業所に勤務する際には、同じ職種に既に正社員がいたこと及び、申立人が比較的高齢であったことから、申立人を正社員とすることはできなかった。」と供述し、元事務員も「申立人は正社員扱いではなかった。」と供述していることから、事業主は申立人を正社員扱いとはせず、厚生年金保険にも加入させていなかったことがうかがわれる。

また、B社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間及び申立期間前後において整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月18日から30年12月ごろまで
亡父(男)は、昭和20年4月18日から30年12月ごろまで、A社(現在は、B社。)に勤務していたと生前話していたが、社会保険庁の記録をみると、当該勤務期間は厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。年金記録を訂正してほしい。

(注) 本申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は故人となっており、申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について回答を得ることができないことから、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同社に勤務していた者から聴取しようとしたが、これらの者も既に故人となっており証言を得ることができず、申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和25年1月6日である上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、新規適用となった昭和25年1月6日から申立期間後の31年1月までの期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 10 日から 31 年 1 月 1 日まで
昭和 30 年の高校卒業と同時にA事業所に就職したが、大学受験の為に同年 9 月か 12 月に退職した。退職するまでの間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者期間は 30 年 4 月 2 日から同年 4 月 10 日までとなっており、納得できないので、申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、A事業所に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできない上、同僚から聴取しても、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがえるような供述は得られない。

また、A事業所が保管する「社会保険台帳」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 30 年 4 月 2 日、喪失日は 30 年 4 月 10 日となっていることが確認できる。

さらに、複数の同僚について当該社会保険台帳と社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿を比較したところ、資格取得日及び資格喪失日は一致しており、当時、事業主は適切に資格に係る届出を行っていたことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、申立期間及び申立期間前後の健康保険整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 8 日から 45 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間中、A事業所に勤務していた。同時期に勤務していた同僚は、同事業所において厚生年金保険の加入記録があると聞いており、私だけが未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録、同僚の証言等から確認することができる。

しかし、当該事業所は平成8年6月1日に解散している上、経理事務を行っていた事業主も既に故人となっていることから、当該事業所における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、2名の同僚は、「事業所は経営状況が悪く、給料の支払いも遅れがちであり、申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」と供述している上、元役員は、「従業員が定着せず、社会保険の加入はすぐにはしていなかったと思う。」と述べており、当時、事業主は従業員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、申立期間及び申立期間前後において整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。